

清末巴縣鄉村部の徵稅請負と訴訟の關係

——特に抬塾をめぐって——

小野達哉

はじめに

一 抬塾の諸相

(一) 官府の立場

(二) 糧差・郷約と納稅者の關係

二 抬塾をめぐる紛争

(一) 糧差・郷約と納稅者の衝突 (一) —— 支拂い金額をめぐる紛争 ——

(二) 糧差・郷約と納稅者の衝突 (二) —— 支拂い對象者をめぐる紛争 ——

三 訴訟のもつ意味

(一) 訴訟の提起

(二) 納稅者の反應

おわりに

はじめに

清代の納稅方式は自封投櫃を原則としたが、それは納稅者が直接縣衙門に赴き、そこに設置された櫃に納稅するというものである。しかしその一方で、現實には包攬（徵稅請負・納稅代行）が廣汎に行われており、それによつて徵稅の大きな

部分が賄われていた。そして、清末の巴縣においてはそれに加えて抬墊と呼ばれる納稅方式が存在し、これもやはり徵稅事業の中で大きな比重を占めていたのであった。

抬墊とは、自封投櫃の納稅期間が過ぎたために櫃を撤去した、つまりは同時に包攬による納稅代行も終了した後、糧差・郷約が比較のために縣衙門に召集されたときに、未納の稅の立て替え納付をさせられるというものであった。糧差・郷約は納稅受領證を受け取ると、直ちに郷里の納稅者の許に向かい、立て替え金の回收に當ったから、これも徵稅請負の一種であつたと考えればよい。事實、これまでの研究でも、抬墊は徵稅請負の一形態として取り扱われてきたのであつた。

従來、こうした抬墊の現象については、周健氏・Brady W. Reed氏・史玉華氏の研究の中で取り上げられており、抬墊の制度の概要や糧差・郷約の關與の様相が明らかにされてきた。なかでもB. W. Reed・史玉華兩氏の研究は、巴縣檔案を主な史料として使用している點で、本稿で論じる内容とも共通する事柄が多く、密接な關わりを有するものである。本稿はこれらの優れた研究から啓發を受けながらも、抬墊のあり方について全面的な検討を加えるよりはむしろ、訴訟との關聯という角度に絞つた検討を行いたいと考えている。

本稿で主に用いる史料は、巴縣檔案（同治朝）のマイクロフィルムであるが、現在までに筆者が抬墊の問題について見ることのできたのは、すべてが巴縣の近郊農村を中心とする、訴訟のために残された一件書類に限られている。また史料は數量の上でも、「財經」「契稅」「其他」の分類の中に、八〇件ほどの案件を見出しただけに止まっている。こうした史料上の制約のために課題も限定されざるを得ない。本稿で論じるテーマを、抬墊がなぜ訴訟と聯動したのかという問題に集中することにしたのも、そのためである。しかし、こうした訴訟行爲に着目することは、徵稅をはじめとする行政上の事業が如何に遂行されていたのかを考える上で、一つのヒントを提供するものとなるのではないか。

というのも、抬墊について言えば、糧差・郷約は未納の滯納者からの取り立てに失敗すると、その立て替え金の回收を

求めて、しばしば縣衙門に訴訟を起こしたことが知られているからである。それは本来、國家の業務として執行すべき徵稅業務を、私人間の債權回收訴訟に轉化してしまう形式であつたと言われる通り、通常の訴訟と同様の経過を辿っているように見えるケースが多い。しかし、筆者の關心に即して言えば、こうした訴訟がもともと徵稅事業という行政上の要請に由來したために、そこに獨自の特色を帯びさせた側面にこそ、注意を向ける必要があるように思われるのである。

そこで本稿では、訴訟を介した問題解決という観点から、こうした課題に焦點を當ててみることにしたい。以下、抬墊の實施に訴訟が聯動してゆく局面に即して、知縣・糧差と郷約・納稅者それぞれの動きを追求するのと併せて、そこから、徵稅事業とそれをめぐる紛争の相互關係、さらにはそれが訴訟として提起されることの意味について、順次議論を進めてゆくことにする。⁽⁸⁾

一 抬墊の諸相

(一) 官府の立場

徵稅請負はそもそも清律で禁止された不法行爲であり、自封投櫃という當爲に隠れた形で存在するものだったから、事柄の性質上、巴縣において抬墊の現象がいつどのように始まつたのか、歴史的經緯を辿つて明らかにすることは難しい。四川省においても例えば蘆山縣のように、康熙時代の均役法以後、里長が未納の稅糧を代納した後で利息と併せて取り立てていた所では、抬墊は古くから存在したということになるし、その一方で邛崃縣のように、同治一二年（一八七三）になつてようやく、稅收不足を出さないうために始まつた所では、抬墊はむしろ新たに創始されたということになるが、巴縣については地方志の中に、そのような記述が一切見出せないのである。⁽⁹⁾

このように、抬墊の現象がいつ始まつたのかについては、州縣ごとにそれぞれ様相を異にしていたとしか言えないが、

それがなぜ始まったのかという問題の方は却って、知縣の當時置かれていた立場から見たとき、どのケースも考成法との關聯を離れては考えることができない。¹¹⁾

考成法とは官僚たちに對し、案件ごとに處理期限をそれぞれ定め、期限内にそれらを達成できたのか否かによって、議敘（褒賞）や議處（懲戒・處分）を課すことで、事務處理の完遂を促した規則である。そして、これに伴って知縣は稅額の全額徵收を義務付けられ、稅收に不足を出した場合には、革職・降格を含む厳しい處分に晒されることになったのである。¹²⁾もし抬墊を通じて未納の稅額をすべて、糧差・郷約に立て替え拂いさせることができるなら、知縣は稅收額完徵のノルマに煩わされずに、任期を務め上げることが可能になるだろう。知縣にはそれが可能であれば、抬墊の導入へと傾く誘因が常にあったものと言ってよい。

それでは、知縣の自己意識の下にあつては、考成法と抬墊の關聯とはどのように捉えられていたのだろうか。この點については、周詢が民國時代に入つて著した筆記『蜀海叢談』の中で、清末までの四川省の典故・故事を回顧しながら次のように述べている。¹³⁾

地方官は下期の櫃の撤去時期について、最も斟酌しなければならぬ。というのも、もし櫃をいつまでも撤去しなければ、期限通りに稅を起送するのが困難となり、處分を免れることができないが、もし櫃の撤去が早過ぎれば、抬墊される者の數が増えてしまい、その分だけ糧差に利得追求の機會を提供し、民衆の被害を増やしてしまうからである。¹⁴⁾當時の知縣は、考成法で負わされた徵稅義務を達成できずに處分に遭う可能性と、抬墊のせいで納稅者の多くが糧差・郷約から誅求を受ける可能性とを、秤に掛けて衡量しなければならぬ立場にあるという認識だった。そのために、自封投櫃の納稅期間をいつ打ち切つて、抬墊による立て替え拂いに移るのかという時期の按配こそ、知縣が最も考慮を要する問題とされたのであつた。こうして知縣は一方では、考成法で課された稅收額を確保して處分を避けるためにも、まずは糧差・郷約が立て替え納付した金錢を回收できるように、支援を惜しまないことが要請されたであろう。¹⁵⁾事實、同治四年

(二八六五) 閏五月、巴縣知縣から各甲の郷約に宛てて出された堂諭によれば、

本月四日、堂諭が各甲の郷約に出され、甲内に富裕者で抵抗して税を納めない者がいたら、名指して呈稟させるものとした。¹⁶⁾

高額滞納者を縣へ訴え出るように、獎勵されることすらあったのである。しかし、知縣はもう一方では、糧差・郷約が抬墊のせいで過大な金錢の取り立てに走って、騷擾を引き起こすのを防止することも要請されたであろう。そのことは前記の通り、抬墊を実施するに当たっては、立て替え拂いを始める時期の按配に、最も考慮が拂われたとされる点からも明らかであるが、その他にも例えば、同治三年(二八六四)の訴訟案件の中で、巴縣知縣の批示に、

(節里一甲郷約の) 張薰山はどうして銀四〇兩も強要し、初めて納税證を引き渡すというのか。稟狀の内容が事實であるなら、情狀は殊に憎むべきである。¹⁷⁾

節里一甲郷約の張薰山が納税者から、四〇兩もの多額の金錢を強請り取ろうとした行爲を非難した文言が見られることからわかるだろう。つまりは、知縣は抬墊を行うに当たって、糧差・郷約による金錢回収を積極的に後押しする一方で、取り立てのやり過ぎが露見した折には抑えに回るといふ、糧差・郷約と納税者雙方の均衡を取ろうとする姿勢を冀求していたことになる。B. W. Reed・史玉華兩氏は巴縣檔案の中から、知縣が糧差による利息徴収に肩入れしているケースや、¹⁸⁾ 逆に、糧差の行爲を不當として處罰しているケースをそれぞれ紹介しているが、知縣の側の認識という観点からまとめると、このように捉え直すことができよう。この点については次章以下において、訴訟の具體的なケースに即してさらに確認されるだろう。

では、抬墊の現象はいつ頃から問題が顕在化したのであろうか。それはおそらく、清末にかけての軍事危機を背景に、正税(税糧・地丁銀と呼ばれる)のみならず、津貼・捐輸をはじめとする附加税の課徴が始まり、徴税總額が急増する趨勢の中からのことであつたらう。²⁰⁾

周知の通り、清初以來、四川省は税負擔のきわめて軽い省として知られており、正税（税糧・地丁銀）額も四川省全體で年間六八萬兩餘に過ぎなかつたもの²¹が、乾隆末年には白蓮教蜂起の鎮壓費として、津貼銀が賦課され税額が倍加された上²²に、咸豐末年には太平天國軍の侵攻に對する軍事費として捐輸銀が賦課され、これは少ない縣でも税糧の一倍から二倍、多い縣では税糧の六倍から七倍もの額が増徴されるまでになつていたのである²³。巴縣においても納税者は普通のケースで、税糧は少額であつたとしても、實際に支拂うべき税の總額は多額に上つており、同治年間（一八六一—一八七四）には、その納付額は正税・津貼・捐輸の費目のみならず、夫馬（驛站經費）・三費（人命事件の檢屍・犯人逮捕・護送經費を賄う）等の費目も加えれば、實に正税額の七倍から九倍にも達していたと考えられるのである²⁴。

ここから抬墊をめぐる紛争が顯著になつてくるであろう。つまりは、それまでのように税負擔が軽いうちは、糧差・郷約と滯納者の間に諍いが存在しても、あまり目立たないままで済まされていたものが、税負擔の重壓が押し掛かつてくるにつれ、抬墊に伴う紛争數も急増したものと考えられるのである。次節では、こうした紛争について検討するための手掛かりとして、糧差・郷約や納税者たちの動きに目を轉じ、抬墊の行われた現場で両者が如何なる關係にあつたのかを探つてみることにする。

（二）糧差・郷約と納税者の關係

清代の縣衙門には衙役と總稱される、徭役の專業化した下役が存在したが、これらのうち催税業務を主な仕事としていたのが快役（快班・糧快・糧班とも呼ばれる）であり、巴縣の衙役の種目の中では特に規模の大きいものであつた。彼ら快役は領役―總役―散役の各ランクに系統附けられた上で、三里六班（西城里・居義里・懷石里の三里ごとに、左・右兩班がある）に分かれ輪番交代で勤務していたが、領役・總役が縣衙門にあつて差遣を待つ立場だつたのに對し、散役のほうは郷村に分散して仕事に當つていた²⁵。

巴縣鄉村部はもとと西城里・居義里・懷石里の三里から編成されていたが、その後分割され、同治時代には直里・正里・祥里・智里・慈里・忠里・節里・孝里・廉里・仁里の十里が存在した。ただし、快役が所屬した班はもとの三里の名稱がそのまま用いられており、西城里の班が直里・正里・祥里・智里・慈里を、居義里の班が忠里・節里を、懷石里の班が孝里・廉里・仁里をそれぞれ分擔していた。

ここで言う糧差とは史料の表記上、催稅行爲を擔った快役たちの呼稱として、最も頻出する用語である。このような糧差たちは各自が、例えば懷石里糧差の朱洪が「孝里全甲を承管した」というように、⁽²⁶⁾擔當地區が里一つ（すなわち一〇甲）に跨るほど廣域の者から、同じく懷石里散役の潘玉が「廉里七甲の條糧（稅糧）を承管した」というように、⁽²⁷⁾擔當地區が甲一つに止まる者まで様々なケースが存在した。周知の通り、快班が抱え込んでいた人員は膨大な數に上っていた筈だから、一つの甲の催稅業務に對し、糧差たちが數多く群がる恰好になっていたものと考えられる。

一方の郷約とは、地元里甲の住民の中から選任された鄉村部の下役であり、糧差を支えて協同で催稅業務に當たることになっていた。郷約は一つの甲に一人置かれることが多かったとされるが、⁽²⁸⁾各甲の戸の多寡によって、甲一つを郷約二人から四人で分擔するケースから、⁽²⁹⁾逆に、郷約一人で二つあるいは四つの甲を兼務するケースまで、⁽³⁰⁾これまた様々であった。これらのことは、どの甲の仕事にどれだけの人手を必要としたのかを表したものと見えるが、それは裏を返せば、どの甲の仕事から上がる収益でどれだけの者を養えるかという仕事の豊富さによって、糧差も郷約も人員數が自ずと決まっていたことを意味してもいるのである。

このように抬墊の現象から見たとき、糧差も郷約も各自が収益を上げる手段として、⁽³¹⁾稅糧催收をはじめとする公課負擔を請け負う存在であったと言つてよい。彼ら糧差・郷約は仕事柄、縣衙門や地元社會雙方に廣汎な手蔓を持つていたから、抬墊に伴う金錢の取り立てにおいても、それらが活用されることになったであろう。例えば、同治六年（一八六七）、節里九甲郷約の熊三泰・陳治順は、立て替え納付をさせられた稅目が、實は縣衙門の胥吏の行つた稅糧の飛灑（稅の飛ばし行

爲)によるものだったと主張して、彼らとの間で交渉に臨むことになったが、

そこで、蟻ら(熊三泰・陳治順の自稱)は、立て替え拂いをした項目を回収しようとした。害せられて、房書(胥吏)の王曙亭・張益瑞が悪巧みをして、グルになって蟻らの□兩を騙し取る行爲に遭つたために、蟻らは里甲總役の欽洪の許に投じ、彼らを呼び出し集まって、道理をもって解決しようとした。⁽³³⁾

このときは縣衙門の總役を仲裁役に頼つて、調停の場へ持ち込むことができたのであったし、その一方で、節里九甲の郷村部で金銭回収を行つていた際には、同じくこの二人の郷約熊三泰・陳治順は、地元の團練へ話を持ち込むことで、仲裁に當たることを依頼していたのであった。

害せられて蟻(熊三泰・陳治順の自稱)は催促を受け、迫られてどうしようもなく、抬墊して銀兩を支拂つた。各戸の納税證を審呈する。蟻は次いで四方に手を盡くして調査し、ようやく各戸の實名を確かめ得たので、團練に投じて道理をもって要求した。⁽³⁴⁾

糧差・郷約は金銭の取り立てが捗らないと、しばしば縣に訴訟を起こしたが、それは糧差・郷約が税の立て替え納付をしていることが、納税證から明證できる事實だったからだし、また前記の通り、そもそも縣衙門から彼らへの後援を期待できたからでもあった。⁽³⁵⁾ こうした訴訟の行爲も同様に、調停や仲裁の行爲の延長線上に位置付けられるものだろう。訴訟が糧差・郷約から起こされると、縣衙門からは取り立てのために差役を派遣し、納税者がそれでも支拂いに應じないときには、縣衙門に召喚することを命じるという過程を、通常の場合はその後進ることになった。⁽³⁶⁾ これがもし私人間の債權回収訴訟ならば、知縣は批示の中で、當事者どうし交渉するように促すだけに止まり、なかなか受理しようとしなかったのは雲泥の差である。

つまり、抬墊について言えば、縣衙門が糧差・郷約の方を後押ししているのは、自明と見えることであつた。したがつて、抬墊をめぐる紛争が起こつても、訴訟を起こしたのは壓倒的に糧差・郷約の側であり、逆に、納税者の方が訴訟に

踏み切るケースは極めて稀であったと言つてよい。

しかし、納税者の側も自己に正當性があると考えた場合には、訴訟に打つて出ることも辭さなかつた。一般的に、徵税請負の對象とされたのは、納税額の少ない貧者であつたと考えられがちであるが、巴縣檔案中の史料を見る限り、税の立て替え納付をされた納税者の中には思ひの外、富裕者が多く含まれていた點は注意を要する。⁽³⁷⁾ 彼らもまた權利が侵害されたと考えた場合には、縣衙門や地元社會で培つた關係性を自己利益のために活用できる立場にあつたから、そうした場合には、縣への訴訟や地元の仲裁の場に、問題を持ち込もうとする強い動機が働いたものと考えられるのである。

では、糧差・郷約と納税者の間に紛糾が起つたとき、抬塾の仕組みのうち何が主な争點となつたのであろうか。次章では巴縣檔案に據りながら、紛争となつたケースの具體的な検討に移りたい。

二 抬塾をめぐる紛争

(一) 糧差・郷約と納税者の衝突 (一) —— 支拂い金額をめぐる紛争 ——

前記の通り、糧差・郷約はそれぞれが擔當する各甲について、分擔して未納の税額を立て替え納付させられていた。こうした税目は正税銀(税糧・地丁銀)のみならず、捐輸銀・津貼銀(ともに地丁銀の附加税)・夫馬銀(驛站經費)・三費銀(人命事件の検屍・犯人逮捕・護送經費を賄う費目)などにも及んだから、假に正税自體は少額であっても、實際に支拂うべき税額は、納税總額でいうと、正税の七倍から九倍という多額に上ることになつたのである。彼らは税目の抬塾をすると直ちに納税票を持つて下郷し、未納の納税者から立て替え金の回収に當つたが、それがしばしば糧差・郷約と納税者の間でトラブルの元になつていた。

B. W. Reed氏は巴縣檔案の一件書類の中から、訴訟沙汰に及んだ争いを提示されているが、こうした抬塾から生じた⁽³⁸⁾

トラブルは主に、納税者がいくら金額を支拂うべきかという問題と、誰が金額を支拂うべきかという問題の二つに大別できるように思われる。もちろん訴訟案卷の中では、紛争の原因を書かない方が壓倒的多数なのだが、そのようなケースであっても、紛糾を構成する要素としてこの二つの問題が潜在していたと、筆者には考えられるのである。

本章では巴縣檔案の實例をもとに、以下、抬墊に絡んでどのような紛争が発生し、訴訟へと聯動していったのかを検討しておきたい。ここではまず糧差・郷約が納税者に對し、過大な支拂いを要求したために紛争となったケースから見てゆくことにしよう。

〔事例1：『巴縣檔案（同治朝）』No.863〕

禮房吏書（胥吏頭）の金煥章は長年にわたり、隣戚の李王氏の稅糧を包攬（納稅代行）してきたが、同治六年（一八六七）、仕事で成都に出張して歸着が遅れている間に、郷約の陳壽山によって、その納稅額一四兩六錢二分を、抬墊で立て替え納付されていたことを知ったのであった。⁽⁴⁰⁾

書（金煥章の自稱）は直ちに仲介人を立てて、納付できなかつた事情を説明し、抬墊のこれまでの慣例に照らして、月利三パーセント分を上乗せして支拂うことを認めたが、（郷約の陳）壽山は承知しなかつた。周圍の勧めにより、書は李王氏と一緒にさらに路費として五〇〇〇文を支拂おうとしたが、一體どうしたことか、陳壽山はこれに附け込んで欲心を募らせ、四〇兩もの金額を強請してきたのである。⁽⁴¹⁾

始め金煥章と李王氏は、月利三パーセント分を上乗せした金額を拂おうとしたが、郷約の陳壽山に拒否されたために、路費錢を五〇〇〇文（銀三兩から四兩程度に相當する）上乗せする所まで讓歩したが、またも郷約の拒否に遭い、四〇兩もの巨額の支拂いを要求されたために、ついに訴訟に踏み切つたのであった。その後、知縣の批示により巴縣戶房において、金煥章が金額をいくら支拂うべきか清算がなされると、それにもとづいて、三パーセントの利息分（八錢八分）を上乗せ

した一五兩五錢の返還が命じられたところで、この案件は途切れて終わっているのがわかる。⁽⁴³⁾

【事例2：『巴縣檔案（同治朝）』No.14554】

張德祥らの親族は、縣の臺帳に張四合という名義で税糧三錢七分と土地登記していたが、同治三年（一八六五）、節里一甲郷約の張薰山によって、全部で三兩餘りの納税總額を抬墊されてしまった。彼らは當初その支拂いに應じるつもりになっていた。ところが、郷約の張薰山は四八兩もの多額の支拂いを要求し、張德祥らの方は仲裁者を立てて、七兩なら拂ってよいと申し出たにもかかわらず、郷約が受け取りを拒んだために、これもまた訴訟にまでエスカレートしたのであった。

蟻ら（張德祥らの自稱）は、兄弟と甥が四つの房に屬し、長年にわたり分居してきた。祖先傳來の田業について、毎年納めるべき糧銀三錢七分は、蟻らは共に張四合の名義で間違ひなく上納してきた。事の起りは蟻らが商賣で外出していたことによる。今年八月に蟻らが歸宅し税糧を納めようとしたところ、思いがけず、郷約の張薰山によって七月中に、蟻らの糧銀が抬墊されてしまっていた。蟻らは道理をもって説いた。張薰山は三兩餘を抬墊したと稱したので、蟻らは支拂いを認めた。ところが彼は蟻らに銀四八兩もの支拂いを強要して、始めて蟻らに納税證を返還するという。蟻らはどうしようもなく、周天成・李瑞興らに求めて、彼に銀七兩を返還することを承認した。張薰山は従わず、なおも銀四〇餘兩を強要し續け、納税證を押さえたまま返そうとしない。⁽⁴⁴⁾

巴縣知縣は批の中で、張德祥らの七兩の支拂いを承認した上で、張薰山の行爲を不當と見做し、さらに、張德祥らに巴縣戸房へ七兩を預けさせ、張薰山を呼び出してこれを受け取らせることにも同意している。⁽⁴⁵⁾ここでは納税者の張德祥も知縣も共に、金額を倍加して支拂えば十分な筈という感覚を抱いていたように思われる。ただし、張薰山の方は受領に應じずにこの後も訴訟を繰り返し、張德祥らの訴えを取り消すように求め續けたために、結審を見ないまま案件はそこで終わっているのである。⁽⁴⁷⁾

糧差・郷約が郷里で立て替え金を回収するに當つては、月利三パーセントの利息を取ることが正式に認められていたが、⁽⁴⁸⁾實際に納税者が支拂いを要求された金額が、この額内に納まることは到底あり得なかつた。それはまず糧差・郷約は大抵の場合に、錢鋪から借金して抬塾をしていたので、彼らが納税者から回収する金額は、錢鋪に返済する元利金を上回っている必要があつたからである。⁽⁴⁹⁾さらに現實には、未納の納税者全員から立て替え金を回収するのは不可能なので、納税者たちから回収不能分も豫め上乘せした金額を徴收しておかないと、糧差・郷約に損失が出てしまう恐れがあつたからである。⁽⁵⁰⁾

これらがまとめて往復の路費を含む手数料込みで、未納の納税者に請求されることになつたが、その一方で納税者の側は、支拂い金額がなるべく月利三パーセントの水準に納まるように抵抗したり、交渉の場に持ち込もうとしたりしたことであろう。抬塾が廣汎に普及していたとすれば、そこには自ずと、抬塾で支拂う場合の金額の相場感が、ある程度まで出上がつていたものと考えられる。それが「事例1」の金煥章のケースでは、五〇〇〇文の上乗せとなつて現れたのであるし、「事例2」の張徳祥らのケースでは、七兩と倍加した支拂いとなつて現れたのである。

ところが「事例1」「事例2」ともに、郷約の陳壽山・張薰山はどちらも、四〇兩を超える巨額の支拂いを要求して譲らなかつた。糧差・郷約は豫め手数料を上乘せした金額を請求するものだが、そのときには錢鋪への返済・回収不能分の補填のために、納税者のうち取れそうな所から多額の金錢を、取れるだけ取ろうとする誘因もまた働いたであろう。これらのケースはどちらも、金煥章・李王氏や張徳祥らが富裕なのに附け入つて、郷約が巨額の金錢回収を企てたというものである。それが史料上しばしば「抬塾では一〇倍もの金額が誅求された」と言われる悪弊の實態なのであつた。⁽⁵²⁾

結局のところ、抬塾で支拂う金額の相場感といつても、糧差・郷約と納税者雙方の交渉の中から形成されてくるものであつた。ここからは糧差・郷約と納税者間の闘ぎ合いの焦點がどこにあつたのかを認めることができよう。

(二) 糧差・郷約と納税者の衝突 (二) —— 支拂い対象者をめぐる紛争 ——

糧差・郷約が郷里において、誰を相手に立て替え金の支拂いを要求するのにかについても、しばしばトラブルの元になったが、それは縣の臺帳にそもそも不備があり、臺帳上の記載と實際との乖離が大きかったのを背景としていた。そもそも、子孫の代になり既に土地が相續されているにもかかわらず、縣の臺帳に登記された名義は父祖の代のまま改めないケースは多かつたし、⁽⁵³⁾ それどころか賣買を通じて、土地の所有権が他者に移轉しているにもかかわらず、臺帳上の名義は元の所有者のまま改めないでいるケースも多かつたのである。⁽⁵⁴⁾

そのため、糧差・郷約が納税證を手にしても、郷里の誰に支拂いを請求したらよいか極めて錯綜した問題となっており、⁽⁵⁵⁾ いきおい糧差・郷約が誰彼構わず關係者の許に押し掛けて、紛争を引き起こすケースが跡を絶たなかつたのである。次に本節では、誰が立て替え金を支拂うのかをめぐって、紛糾が生じたケースを見てゆくことにしよう。

〔事例3：『巴縣檔案（同治朝）』No. 14563〕

同治三年（一八六四）、職員の黃授書の許に、直里一甲郷約の宋永興が抬墊の金額を支拂わせようと押し掛けてきて騒ぎを起こしたが、それは黃授書から土地を購入した方秉愼が、土地名義の變更を縣衙門に届け出ないためであった。黃授書はこれまでも土地名義の變更を求め縣に訴訟を起こしたり、仲介人を立てて方秉愼を説得しようとしてきたが、未だに解決を見ないままでいた。⁽⁵⁶⁾ にもかかわらず、郷約の宋永興が、土地名義の變更（撥冊）とそれにもとづく納税（完糧）催促という務めを怠って、自分の所へ請求に來たのに驚愕し、仲介人の何増鑑・現所有者の方秉愼を併せて被告とし、郷約の宋永興を相手に訴訟を起こしたのであった⁽⁵⁷⁾（ここでは、檔案の表紙が原告名を「職員黃授書」としているのに従った。知縣の批示は次の通りであった）。

汝の田業を購入した。どうして……。元の仲介人何増益はどうして隠れて務めを果たさないのか。……郷約の宋永興は行くべき所がなく、それで該職（黄授書）に向かつて支拂いを催促し……。稟状には恐らく隠蔽があるように思われる。しばらく差役を簽差して調査させた上で、臺帳（の書き換え）と納税を完了させるものとし、もう一方で實情の通りに報告させるものとする。もしこれに従わなければ……⁽⁵⁸⁾

巴縣知縣はこの批示の中で、直里一甲郷約の宋永興は、誰が請求すべき相手なのかわからなかったために、黄授書の許へ支拂いの催促に押し掛けて来たという見解を示した上で、差役を派遣して調査に当たらせることにしている。案件はこの部分と召喚状が残存しているだけなので、その後どういふ顛末を辿ったかは不明としなければならぬが、土地名義の變更と税糧の完納が命じられていることがわかる。

〔事例 4：『巴縣檔案（同治朝）』No. 14638〕

同治八年（一八六九）、廉里八甲糧差の文奎は、徐二志の名義で臺帳に登記されていた、税糧・捐輸などの税目をまとめて抬墊し、その子徐文鍾・徐鄭氏の兩名に支拂いを要求したところ、佃戸の鄧玉順から納付させるといふ回答を得た。そこで早速、文奎は鄧玉順の所へ催促に出向いたが、⁽⁵⁹⁾

役（文奎の自稱）は直ちに（佃戸の鄧）玉順の許で、道理をもつて問い合わせたが、（鄧玉順は）言を左右にして聞き入れないばかりか、大膽かつ凶悪にも、役に掴みかかり地面に轉倒させたのである。⁽⁶⁰⁾

しかし、一方の鄧玉順とすれば、借地しているに過ぎない佃戸が、納税を強いられる謂われはないと考えたのであろう。暴力を振るってこれを追い返したために、廉里八甲糧差の文奎は縣衙門へ訴訟状の提出に及び、徐文鍾・徐鄭氏・鄧玉順らをまとめて被告として、訴えを起こしたのであった。ここからは抬墊の立て替え金回収の対象が、佃戸に及ぶケースであったことが知られるのである。

これらのケースを見ると、「事例3」の郷約宋永興のケースでは、前の土地所有者である黄授書の許へ押し掛けていたり、「事例4」の糧差文奎のケースでは、佃戸の鄧玉順の許へ押し掛けていたり、抬塾の立て替え金回収の現場では、あらゆる関係者が金銭の取り立ての對象とされたことが知られるのである。そもそも糧差・郷約の置かれた立場からすれば、金銭の回収さえできればよいのであって、誰から支拂いを受けるのに正当性があるかという問題は、むしろ二の次となっていたであろう。おそらくはそこに、金銭の回収が容易そうな所に押し掛けてゆき、支拂いを強請した面のあったことは、否定できない事實として存在したと考えられるのである。

そして、それが縣臺帳の不備をはじめとする制度の缺陷によつて助長された。土地の相續や轉賣が繰り返されても、地名義が變更されないままでいる不備のせいで、糧差・郷約は勢いあらゆる関係者の許に支拂いを求め、押し掛けざるを得なかつたという情状も加味されたのだから尙更である。糧差・郷約が、関係者のうち金銭の回収が最も容易な所へ押し掛けた面と、制度の不備からあらゆる関係者の所に赴かざるを得なかつた面とは、相互に分ち難く結び附いていた。

このように抬塾については、納税者がいくら金額を支拂うべきかという問題や、誰が金額を支拂うべきかという問題が、糧差・郷約による金銭の取れそうな所なら誰でも、取れるだけ取り立てようとする行爲へと容易に轉化したのである。そして、納税者の方もこれに伴う問題を、訴訟や交渉の場へと持ち込もうとしていたのであった。つまりは、抬塾の仕組みそれ自體に紛争を起こす要素が孕まれており、トラブルを大きくエスカレートさせたのだと言えよう。次章ではいよいよ、こうした紛争が訴訟へと聯動してゆく局面を追求してゆくことにしたい。

三 訴訟のもつ意味

(一) 訴訟の提起

糧差は郷里に下った後、郷約とともに未納の納税者の許へ金銭の取り立てに赴くことになるが、前記の通り、その金銭回収に當たる過程ではしばしば、團練や近隣に依頼して調停の場に持ち込んだり、縣衙門へ訴訟を起こしたりすることになった。このうち特に注意を要するのは、こうして訴訟を起こすことが、抬墊の一聯の過程と關聯附けたときに、如何なる意味を持っていたのかという問題である。

抬墊のために訴訟が起こされると大抵の場合、縣から差役を派遣して取り立てに當たらせ、もし納税者が支拂いに應じなければ、縣衙門に召喚すると⁽⁶¹⁾の命令が發せられるのが、普通のケースであった。このことは現實に金銭回収の上でも効果を上げていたように思われる。というのも、糧差・郷約による訴訟の提起と、縣衙門からの差役の派遣を繰り返す過程で、抬墊の立て替え拂い金の取り立てが、着實に進んでいったものと考えられるからである。

〔事例 5：『巴縣檔案（同治朝）』No. 14533〕

同治二年（一八六三）二月九日、仁里一〇甲郷約の盧大統は、抬墊で立て替え金を納付したにもかかわらず、張大順以下の滞納者二〇名が返還しないと縣衙門に訴訟を起こしたが、このとき巴縣知縣から、⁽⁶²⁾

差役を遣つて召喚し、訊問の上で返還させるのを待て。⁽⁶³⁾

という批示を獲得している。その後、同治二年（一八六三）五月二〇日になって盧大統は、なお支拂いに應じない未納の納税者を再度縣衙門に訴えたが、このときにも巴縣知縣からやはり、⁽⁶⁴⁾

差役を遣つて催促して納付させるのを待て。もし違反すれば衙門に聯行し、訊問した上で返還させる。⁽⁶⁵⁾

との批示を獲得しているが、このときの訴訟相手の数は九名に減っていた。すなわち、ここでは同治二年（二八六三）二月から五月の三か月の間に、差役の派遣とそれによる催促を通じて、未納の納税者二〇名のうち半数を超える一一名から、未回収金の取り立てに成功していたことがわかるのである。

〔事例6：『巴縣檔案（同治朝）』No. 14618〕

これと同様のケースは、巴縣檔案の他史料の中にも存在し、例えば、次のような實例を見出すことができる。

同治九年（一八七〇）二月二十八日、正里四・八甲郷約の朋懷兼・甲差の楊福が聯名で、彼らが抬墊をした金額の支拂いに應じようとし、許正順・史仕品以下三三名の滞納者を縣衙門へ訴え出たが、⁽⁶⁶⁾

差役を遣つて催促して納付させるのを待て。もしそれでも齒向かつて延引したら、縣衙門へ報告を行い、さらに喚問の上で返還させる。⁽⁶⁷⁾

との批示を得て、差役の派遣命令が實行に移されたことがわかる。そして、それが同治九年（一八七〇）四月一八日になつて、なおも支拂いに應じない滞納者に對し、朋懷兼・楊福が再び訴訟を起こしたときには、訴えた相手は二三人になつており、その数は三分の二まで減少していたのであつた。⁽⁶⁸⁾ また、このときにも巴縣知縣から「差役を遣つて召喚し、訊問の上で返還させるのを待て（候簽喚訊追）」という批示が出て、立て替え金回収の努力が續けられたのが知られる。

以上、こうしたケースからわかるのは、糧差・郷約が訴訟を起こした結果として、滞納者のうち三分の一ないし半数から、金錢の取り立てに成功しているという事實である。そして、それが成功を収めたのは、おそらくは糧差・郷約が訴訟に打つて出た場合でも、その水面下では未納の納税者との間に、交渉の場がもたれていたからと考えてよいのではないか。

訴訟と並行して調停が始まるのは普通のことである。つまり、糧差・郷約は納税者との交渉に際して、差役が現地に派遣されてきたのを最大限の壓力に用いることで、事は仲裁の場においても、糧差・郷約の方に有利に傾くことになったのであろう。じつさい「事例5」「事例6」どちらのケースも、

差役にしかと命じて訪ね當てさせ、張大順ら（滞納者）を探し出し、約（郷約盧大統の自稱）の錢を返還させて、納税證の引き渡しをした。⁽⁶⁹⁾

約（郷約朋懷兼の自稱）は、甲差（楊福）と協同で郷里に出向き、簽票（差役の派遣命令）をもとに催促をした。許正順・張順興・劉爾益ら（滞納者）は簽票の通りに完納した。⁽⁷⁰⁾

訴訟とそれに伴う差役の派遣に实效性があったことが確認できるのである。ここでは訴訟を起こすことが、未納の納税者との交渉につながる契機ともなつて、問題解決に向けて事態を動かす推進力として作用した點に、まず注意を向けなければならぬ。そして、本稿のように訴訟の行爲を徵稅事業の一環と捉える立場から言えば、訴訟を介して、立て替え納付金の回収まで含めた業務が促進されていた面を指摘することができよう。すなわち、ここでは訴訟の行爲は徵稅事業と一體化し、その業務遂行の過程に内包されるものとなつていたのである。

（二）納税者の反應

納税者も無論のこと、ただ糧差・郷約から一方的に訴訟を起こされるだけの受け身の立場に終始した譯ではなかった。彼ら納税者たちが抬墊のトラブルに巻き込まれたのに驚愕して、それを機に、事を仲裁の場に持ち込もうとしたり、あるいは縣に訴訟を起こして反訴したりと、それぞれ正當性を主張するケースは、しばしば見られたところであった。このように、彼らも自らに正當性があると考えた場合には、訴訟に打って出るケースのあつたことは、既に「事例1」「事例2」「事例3」において確認した通りである。

前節では、糧差・郷約が訴訟を梃子にして、抬塾の立て替え金回収の問題解決まで漕ぎ附けたケースが存在することについて見てきた。それでは、これと同軌の現象を納税者の行爲の方にも認めることはできないだろうか。そのような観点から注目されるのは、抬塾の現場で滞納者と名指しされた者が、自分に納税義務がない旨を主張した上で、これ以上のトラブルを避けるために、土地所有の名義變更を求めて訴えを起こした、「事例3」に見られたようなケースなのである。

こうしたケースが實のところ、納税者が抬塾絡みで起こした訴訟の大きな部分を占めていたのであったが、ここでは、訴訟が土地登記という行政上の手續きを求めて行われた點に注意を向ける必要がある。以下、「事例3」に付け加えて、いくつかの事例を取り上げてみることにしたい。

〔事例7：『田縣檔案（同治朝）』No.14592〕

瞿和順の祖輩は、縣の臺帳に瞿國賢という名義で、條糧一錢七分の土地を登記していた。道光年間（一八二一—一八四九）に、そのうち條糧一錢一分の土地を禹王廟に喜捨したが、それは養子になって家を出た（抱出）叔父陳興隆に占據されることとなった。そこで本来なら税糧は全部で六分であり、そのうち二分を親族に割り當て、瞿和順が四分を上納することになっていた。ところが、陳興隆と廟の會衆たちが土地の名義變更を長年怠つて、瞿和順に代納の負擔を押し付けてきていた。⁷¹

ここに被害は三年に渡った上に、蟻（瞿和順の自稱）が税金を廟の會衆に手交したところ、着服され納付がなされなかった。去年（同治五年）、甲差の楊超が（抬塾のために）訴訟を起こし召喚命令が出たのに驚愕し、廟の會衆たちを集め道理をもって掛け合つたものの、彼らは多人數を恃みにして、これに應えずに退けられてしまい、埒が明かなかった。今年（同治六年）また訴訟があり、召喚の彙に煩わされて、これまでに多額の金錢を費消させられている。⁷²

そこで、瞿和順の方から縣衙門に訴訟を起こし、陳興隆・廟の會衆たちも一緒に縣に召喚して、土地名義の書き換えを命

じてほしい旨を訴えて来たのである。これに對する巴縣知縣の批示は、禹王廟に土地を喜捨したならば、何故そのときに土地名義を變更しなかつたのか疑問を呈すると共に、廟の會衆との交渉を経た上で、土地名義の變更と納税とを行わせるように命じたに止まつており、彼らの召喚までは不要とするものであつた。⁽⁷³⁾

【事例 8：『巴縣檔案（同治朝）』NO. 14593】

李坤山らは陸續として土地を二三の地片に分割し、汪德順に賣却したにもかかわらず、汪德順は購入後、條糧を納付しなかつた。李坤山は汪德順のせいで、長年に渡つて納税させられる被害に遭つており、汪德順はそのことを慣れつこにしていた。同治五年（一八六六）、郷約の顔恒發が催促しても、汪德順は納税に應じようとせず、郷約により抬塾をさせられた。同治六年（一八六七）になつて、郷約が催促しても、汪德順は奸智を巡らせて納税せず、結果として郷約の顔恒發が、臺帳にある李氏を被告として訴訟を起こしたために、李坤山が差役の派遣を受けて召喚されることになつてしまつた。⁽⁷⁴⁾

李坤山はこれに驚愕し、團練の調停の場に持ち込んでも埒が明かなかつたので、自らも縣に訴訟を起こし、汪德順も縣衙門に召喚した上で、契紙にもとづいて土地名義の變更と納税義務者の確定を求めることになつた。⁽⁷⁵⁾ なお、このときには汪德順も一緒に召喚するように命じる、巴縣知縣の批示が出されていることが知られる。⁽⁷⁶⁾

441
これら「事例 7」「事例 8」はどちらも、關係者の話し合いの場に持ち込んでも、團練による調停の場に持ち込んでも、問題解決には至らずに目的が達せられなかつたために、結局は反訴にまで及んだケースであつた。瞿和順も李坤山もここで請求している主眼が、今後トラブルに巻き込まれるのを防止するために、訴訟を梃子にして土地名義の變更を行わせ、納税義務者を確定させることであつたという點で、「事例 3」とも同軌の現象だつたのである。そして、それも糧差・郷

約が訴訟を介して立替え金の回収を目指したケースと同様に、縣の訴訟の場へ持ち込むことを通じて、行政上の事務處理の推進という結果を期待した行爲なのであった。

つまりは、ここでも訴訟行爲が行政上の處理過程と聯動していた。このような徴税のケースを例に取り、本来なら行政上の問題である事柄が、民事訴訟と同様な訴訟に容易に轉化したという點については既に指摘がある⁽⁷⁸⁾。しかし、そこには單なる民事上の權利回復の主張に止まらない、行政事業の促進という意味も含まれていたのである。そして、このことは裏を返して言えば、訴訟を介して行政上の業務を處理し、問題解決を希求した面のあったことを表しているのである。

一般的に訴訟のときには、稟狀が訴訟狀として用いられるケースが多い。「稟」とは請願の行爲を意味し、訴訟狀のように被告の召喚を要請しない、一般的な請願書においても廣く使用された文書様式である。訴訟とはそのような點で、冤抑の状態からの救済を願ひ出た、廣い意味での請願の行爲に他ならなかった。したがって、訴訟のカバーする範圍は、民事上・刑事上の問題に限られた譯ではなかったし、もしそうした冤抑の原因が行政上の怠慢に據るのであったとすれば、訴訟の對象は行政の事柄も含むものとなった筈なのである。このように見てくると訴訟とは思いの外、行政事務遂行の面に及ぶまで、廣汎な範圍をカバーしていたことがわかってくるだろう。ここでは納税者の行爲においても、徴税事業と訴訟が一體化する側面を持っていたのであった。

おわりに

本稿は巴縣檔案（同治朝）に残された史料のうち、筆者がこれまでに見出ししてきた一件書類に據ったために、抬墊については専ら、訴訟と聯動してゆく過程に焦點を當てて検討を加えることになった。以下、これまでの検討から得られた結果をまとめると共に、今後の課題を示し本稿の結びに代えることにしたい。

抬墊においては、糧差・郷約は立て替え金の取り立てが捗らないと、しばしば縣に訴訟を起すことになったし、一方

の滞納者も富裕な者が意外と多く目立つことが知られ、自分に理がある場合にはやはり訴訟に打って出たのであった。それは通常の場合、糧差・郷約の方は縣衙門の助力を得て、立て替え金の回収に努めようとする行爲となつて現れたし、納税者の方は土地登記の變更を行わせて納税義務者を確定することで、金錢取り立ての被害に遭うのを免れようとする行爲となつて現れた。どちらも訴訟を梃子にした、抬墊に伴う行政上の事柄の問題解決が企圖されており、このような訴訟の行爲が徵稅事業と一體化し、その過程の中に内包されるといふ側面のあることが看取されたのである。その意味で訴訟の領域とは、行政上の行爲に及ぶまで廣汎な範圍をカバーするものであった。

本稿は抬墊について訴訟との關係に絞つて論じてきたが、今後に残された課題はなお多い。特に、清末にかけての附加税の課徵を契機とした徵稅額の急増は、それまでの徵稅機構のあり方に轉換を迫らずには措かなかつたであろう。その中であつて、抬墊の仕組みやその擔い手も同様に再編を遂げた筈である。それが如何なるものであつたのが、まず問われなければならない。そのためには巴縣檔案についても、本稿で見た同治朝のみに止まらず、時代の範圍を乾隆朝まで遡つて検討を行うことが求められるだろう。事實、本稿は國家財政の問題・基層社會の問題にはほとんど言及できなかった。容易とは思われないが、今後ともこうした課題に少しでも接近できるように追求を續けてゆきたい。

註

- (1) 催稅義務の達成度の査定。催稅ノルマの額と實際の達成額が比べられ、糧差・郷約がしばしば責任を問われる。
Clerks and Runners in the Qing Dynasty, Stanford University Press, 2000. 本稿での引用は主に邦語譯に據る。
- (2) 周健「清代中後期田賦徵收中的書差包徵」(『中國社會歷史評論』第一三卷、二〇一二年)。
- (3) B・W・リード「清朝後期四川における收稅・催稅・納稅代行」(澤崎京子譯、『中國——社會と文化』第一三號、一九九八年)。Brady W. Reed: *Talons and Teeth: County* 卷第二期、二〇一〇年)。
- (4) 史玉華「清代州縣財政與基層社會——以巴縣爲個案的考察」(『經濟日報出版社、二〇〇八年』、同「賦稅與基層社會控制——以清代巴縣爲個案的考察」(『嘉興學院學報』第二二卷第二期、二〇一〇年)。
- (5) その他にも、山本進「清代四川の地方行政」(初出一九

九六年、『清代財政史研究』、汲古書院、二〇〇二年に収録）、夫馬進「中國訴訟社會史概論」（『中國訴訟社會史の研究』、京都大學學術出版會、二〇一〇年）は、抬塾をテーマとするものではないが、これに言及する箇所がある。（6）これらの論著のうち本稿と關聯する部分は、行論中において必要に応じて言及する。

(7) B・W・リード前掲稿、二九五頁。夫馬進前掲稿、五七一―五八頁。

(8) 以下、巴縣檔案からの引用は、檔案番號・姓名・爲事・年月日で表記する。なお、本稿で引用する際に附した記號は、() は筆者が補った語句を、□ は一字の赤字ないし判讀不能を、… は二字以上の赤字ないし判讀不能を表している。したがって、巴縣檔案の引用中に「…」とあっても、語句の省略を意味している譯ではない。

なお、「抬塾」の表記については、巴縣檔案では例外なく「抬」字が使用されているので、本稿においても本文・史料引用ともに正字は用いず、俗字の「抬」字を使用する。（9）民國『蘆山縣志』卷三、食貨志、徭役（清代四川財政史料）上冊、四川省社會科學院出版社、一九八四年、六一四―六二五頁より轉引）。按本邑自清康熙開運・熊二公均役後、定以三鄉二十七甲、除紳衿外、糧多者即爲該甲里長、分年輪充催收條糧。又每甲設甲差一人以補助之。其收法、分上下兩季、名曰上忙・下忙。上忙繳半數、限五月完清。下忙繳半數、限十月完清。如有帶欠、由里長負債抬塾、由花戶分認利息、名曰幫頭、仍以斗升攤算照幫。所徵田賦統

由戶屋房典史親解藩庫、年清年款。

(10) 民國『邛崃縣志』卷四、賦稅志、田賦考（『清代四川財政史料』上冊、四川省社會科學院出版社、一九八四年、六二四頁より轉引）。糧稅向有尾欠、各處皆然。邛州自同治十二年、州牧霍爲菱查悉各項公田及學田共糧一百兩、應免津捐、只納正耗銀一百一兩五錢。此外、尙有水冲砂壓逃亡無著之糧、亦有民間疲玩滯納之戶、因飭三里甲差、限于年內、趕催掃解。每催百兩、准其抬塾四兩五錢、只納正耗一兩一錢五分、不上津捐兩款。於是抬糧之說興、而甲差獲利頗厚。

(11) 周健前掲稿、一四一―一六頁、史玉華前掲稿、一四一頁がこの點を特に強調している。

(12) 考成法システム（清代）については、John R. Watt: *The District Magistrate in Late Imperial China*, Columbia University Press, 1972. 車惠媛「清代의 행정개편과 清官論의 전개」（『歷史學報』第一七二輯、二〇〇一年）および拙稿「清初地方官の考課制度とその變化——考成と大計を中心にして——」（『史林』第八五卷第六號、二〇〇二年）を參照。

(13) 周詢は清末に四川省の知縣職・知州職を務めた經歷を有している。

(14) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。故地方官對於下忙撤糧之期、最宜斟酌。蓋到期如不撤糧、自難依限解司、不免應受處分。然若撤糧過早、則被抬塾者多、又徒供糧差之利用而多貽民累矣。

- (15) 知縣が概して糧差の行爲を支持しがちであった點は、B・W・リード前掲稿、二〇〇一—三〇一頁に既に指摘があら。
- (16) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14573' ……爲抗糧不納稟懇作主事、同治四年閏五月二〇日。情、本月初四日、沐恩堂諭各甲鄉約、凡甲內有大糧戶藐抗不納者、指名呈稟。
- (17) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14574、節里一甲民張德祥・張德□・張德興・姪張先榮……勒索懇飭領繳事、同治三年一〇月二七日。張薰山何致勒索銀四十兩、始允揭票。所稟如果屬眞、情殊可惡。
- (18) B・W・リード前掲稿、二〇〇一—三〇一頁。Reed: op. cit. p. 184. 史前掲稿一四一頁。
- (19) B・W・リード前掲稿二九六—二九九頁。Reed: op. cit. pp. 185-187.
- (20) 清末四川省の附加税の増大傾向については、山本進「清代後期四川における財政改革と公局」四四—五〇頁(初出一九九四年、山本進前掲書に収録)、リード前掲稿二八八—二九〇頁を參照。
- (21) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。清時川省田賦、祇地丁一項爲正供。然科則極輕。以至省一百四十餘廳州縣、共有四十萬三千餘方里、合華里一百二十一萬六千餘方里。占全国面積百分之三十五之幅員、年僅共徵丁糧銀六十八萬餘兩(遇有閏之年加六萬兩)、其輕于他省可知。
- (22) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。乾隆末年、白蓮教起、餉糶無出。部議由川省按地丁照加一倍完納、以供支用、名曰津貼。
- (23) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。咸豐末年、川省兵亂日亟。各廳州縣士紳、爲謀自衛計、相與舉辦團練、以資防堵。其款則由有業之家按地丁底數加派。惟各邑情形不同、其照地丁加派、少者一二倍、多或六七倍、名曰捐輸。
- (24) 後出の「事例1」「事例2」に挙げられた正税額と實際の納税額の差から、このように判断したものである。
- (25) 以上、李榮忠「清代巴縣衙門書吏與差役」(『歷史檔案』一九八九年第一期、一九八九年)に據る。巴縣檔案を用いた衙役の研究としては、李氏右記稿、山本進前掲註(5)稿、B・W・リード前掲稿、Reed: op. cit. 史玉華前掲書を參照。
- (26) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14569、懷石里糧差朱洪爲違抬騙緊迫叩喚追事、同治四年二月六日。役承管孝里全甲。
- (27) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14605、懷里散役潘玉爲稟明事、同治六年六月一〇日。役承管廉里七甲條糧。
- (28) 山本進前掲註(5)稿、二四〇頁。ただし、氏は一つの甲に二名から五名と複數人の郷約が存在するケースのあることも附表の中で示されている。
- (29) 凌鵬「照市納租——清代巴縣地方の田租減免慣習について——」(京都大學人文科學研究所「近現代中國における社會經濟制度の再編」研究班口頭報告、二〇一五年)、伍躍「在民の役」・巴縣檔案に見える郷約像——前近代中國の國家による社會支配の側面——(本誌、二〇一五年)。伍躍氏は郷約の配置が現地の甲の事情に合わせて

柔軟に行われた點を特に強調している。

- (30) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14618。正里四八甲鄉約朋懷謙・甲差楊福爲貌抗墊懇懇喚究追事、同治九年四月一八日。『巴縣檔案(同治朝)』No. 14593。正里九十甲鄉約顏恒發爲抬墊無着稟懇究追事、同治六年二月二八日。『巴縣檔案(同治朝)』No. 14618。正里九十(祥里)九十各甲(鄉約)周玉山爲抬墊抗逼叩賞喚追事、同治八年一〇月六日。
- (31) 巴縣檔案を用いた郷約の研究としては、山本進前掲註(5)稿、史玉華前掲書、史玉華前掲稿、陳亞平「清代巴縣的鄉保・客長與『第三領域』——基于巴縣檔案史料的考察——」(『中西法律傳統』第七卷、二〇〇九年)を参照。なお、本誌掲載の伍羅氏の論稿が最新の研究である。
- (32) 筆者の行った理解は、Prasensit Duara: *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942*, Stanford University Press, 1988。王福明譯「文化・權力與國家：一九〇〇—一九四二年的華北農村」(江蘇人民出版社、二〇〇八年)が郷約を、官府と郷里をつなぐ仲介者と見なした見解に近い。
- (33) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14595。節里九甲熊三泰・陳治順爲稟懇作主事、同治六年五月一二日。便蟻等算收墊項。害遭房書王曙亭及張益瑞舞弊包騙蟻等□兩、蟻投里甲總役欽洪、邀集理剖。
- (34) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14595。郷約熊三泰・陳治順爲抗糧不納騙墊叩究事、同治六年三月八日。害蟻被催、逼迫無奈、抬銀墊上、各戶納票審呈。蟻續四處清查、始將各名訪權、投團理討。
- (35) 同前註(15)。
- (36) B・W・リード前掲稿、二九五—二九六頁、夫馬進前掲稿、五八頁。
- (37) 周健前掲稿參照。ここでは自封投糧とは、富裕者(高額納稅者)のみに許された「特權」であり(四頁)、これに對し納稅者の多くは、往復の路費・衙門との交渉費などを賄う餘裕がないために、包攬(徵稅請負)に委ねられていた(三頁)とする指摘を念頭に置いている。
- (38) 巴縣檔案の中でも、滯納者の行爲が「富を恃み批示を蔑にする(恃富貌批)」「富を恃み侮り抵抗する(恃富貌抗)」等と表現されるケースがある(後出の「事例1」)。
- (39) B・W・リード前掲稿、二九六—三〇一頁。Reed: op. cit. pp. 184-187.
- (40) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 863。禮房史書金煥章爲繳懇免患事、同治六年六月二八日。書隣戚李王氏、孀居子幼、歷年托書代完條糧。今四月、書因申解帖課、竝採訪・及錦江書院生息赴省、只冀五月初間即歸上納、旋因在省守候各項廻批耽延、于五月二十八日返渝投房、清查冊簿、書本已竝李王氏應納節里各甲條糧全數、共計貳兩壹錢、悉被甲約陳壽山墊掃回鄉。
- (41) 同右。書即托人向伊言明誤納情由、認照向年甲約抬糧老例、除應納正數外、每糧按月封給息銀參分、壽山不允。旁勸書同李王氏再給路費錢五千。殊伊藉搯心堅、勒要銀四十兩不少。

- (42) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 863、戶書唐嘉言爲違批查算據實粟覆事、同治六年七月二八日。沐批、着戶房查算代納糧銀應還若干、秉公具覆核奪。書遵查煥章代納李王氏各戶口正糧、共貳兩壹錢、算該上納津貼銀貳兩肆錢貳分・捐輸銀陸兩玖錢參分・夫馬銀貳兩壹錢・地丁銀參兩壹錢柒分、共該銀拾肆兩陸錢貳分。又照向章每兩月息參分、合算計兩個月應該利銀、捌錢捌分。連本利、共銀拾伍兩伍錢。
- (43) 同右。據稟已悉、即令金煥章照算繳還、以清帳項。
- (44) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 1454、節里一甲民張德祥・張德□・張德興・姪張先榮……勒索懇飭領繳事、同治三年一〇月二七日。蟻等弟兄與姪係屬四房、分居多年。祖遺微業、每年應上糧銀三錢七分、蟻等共以張四合冊名上納無異。事因蟻等在外小貿、今八月蟻等歸家上糧、不料、鄉約張薰山於七月內、將蟻等糧銀抬上。蟻等清理。薰山稱伊抬上銀三兩餘。蟻等允給。伊尤要蟻等給銀四十八兩、始肯還蟻糧票。蟻等無奈、央周天成・李瑞興等、認還伊銀七兩。薰山不依、仍勒要銀四十餘兩、措票不給。
- (45) 同前註(17)。
- (46) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 1454、……張德祥・張德山・張德……省糞事、……二四日。繳到銀兩、着暫存房、候傳張薰山來案具領、揭還糧票完事。至張薰山稟爾之案、仍俟房房查銷、可也。
- (47) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 1454、鄉約張薰山爲貌塌翻票懇撤換訊事、同治四年……一八日。
- (48) B・W・リード前掲稿、二九六頁。
- (49) B・W・リード前掲稿、二九五頁、周健前掲稿、九頁。四川省において當時、典當商から貸借した場合の利子率は三パーセントであった(調査川省民事習慣第一次報告書』第四章、抵押權關係)。
- (50) 周健前掲稿、一四頁によれば、縣の臺帳に土地登記されているのに、所有者が逐電したために徴収が不可能になった、正税(濫糧)および津貼・捐輸分の支拂い義務が課せられていたとする。
- (51) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。又各邑皆有濫糧、多者百餘兩、少亦數十兩。濫糧者、卽是有糧無田之人、逃亡不知所之、其應完之銀、無從追催者。再加其應完之津捐、合計亦數百兩。悉由糧差賠繳。
- (52) 『蜀海叢談』制度類上、田賦。謂之抬墊。以後糧差則向本戶加數倍索還。有墊銀一兩、還至十兩者。
- (53) B・W・リード前掲稿、二九二―二九三頁。
- (54) 同右。
- (55) 同右。
- (56) 鄉約の仕事の一つに、縣衙門への土地賣買の届け出と契税の納付を促すことがある。史玉華前掲稿、一四二―一四四頁を参照。
- (57) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14563、……升爲□勢拾糧飭催省糞事、同治三年冬月一二日。職於本年四……方秉慎名

下、載糧壹兩肆錢玖分陸釐玖毫、係在直……黃緒戶口內撥出糧銀陸錢玖分、廉里九甲黃紹亭戶口撥出糧壹錢零陸釐肆毫、智里三甲黃授書戶口內撥出柒錢零零玖毫。殊方秉慎恃勢、抗不撥冊完糧。職前具稟。批、着原中理令撥糧息訟。職遵卽疊向原中何增鑑理說、匿不謀面、置若罔聞。今突有直里一甲鄉約宋永興來家囑賸、突任意辱凌。職聞不勝駭異。(中略)是鄉約既不力催撥冊完糧、徒向無產家、恣行肆鬧。情實難甘、理合縷陳、懇請嚴懲鄉約、原中、勒赴方秉慎力催、以省職纒。

(58) 同右。……買爾業、因何……該原中何增鑑、何以匿不管理、……約宋永興無所適從、仍向該職催納……稟、恐有隱情、姑候簽差查明、飭令……冊完糧息事。一面據實稟覆、詞不遵……併飭。

(59) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14638、廉八甲催差文奎爲抗納害墊叩喚究追事、同治八年七月六日。又徐二志名下應納本年正糧銀四錢二分外、有捐輸等項、前任金主示期全完掃數、比追抬墊、代納掃數。各票審呈。今役執票往二志家收討。伊子徐文鍾・次媳徐鄭氏催伊佃戶鄧玉順完納。

(60) 同右。役卽至玉順處理問、支吾不保、膽敢逞兇、將役扭跌臥地。

(61) 同前註(36)。

(62) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14533、(仁里)十甲鄉約盧(大統)爲挪墊無着稟懇查喚事、同治二年二月九日。有花戶張大順等、抗糧不納。糧差及約均素不知大順等住址、以致無從催科、延待掃數之期、仍渺無着。約迫無奈、挪銀墊

抬、各戶糧票審呈。

なお、訴訟狀で被告に名を列ねている滞納者は以下の通り。被稟、張大順・冉興發・胡占元・徐大貴・張世福・陳于祿・劉勤先・黃殿安・張尙林・陳世元・鄒東山・張天德・余永福・陳世育・王三才・劉伯先・陳世榮・劉國補・魏倫立・楊鈴。

(63) 同右。候簽喚訊追。

(64) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14633、仁里十甲鄉約盧大統……錄叩喚究事、同治二年五月二〇日。餘糧戶仍復置若罔聞。張主卸篆簽銷、顯係伊等居心藐抗。挪墊之銀、帳主催討無措。今沐仁恩榮任、迫不得已、稟懇摘喚、訊究追還、深沾。

このとき滞納者として被告に名を列ねた者は以下の通り。被稟、劉勤先・楊鈴・張天德・陳世元・陳世榮・黃殿安・鄒東山・王三才・魏立德。なお、訴状には誤記が多いし、人名も異稱でしばしば記されるので、註(62)の楊鈴・魏倫立は、註(63)の楊鈴・魏立德と同一人物であると考えておく。

(65) 同右。候簽差催繳。如違、帶案訊追。

(66) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14638、正里鄉約朋懷謙・甲差楊福爲墊納虛懸懇喚究追事、同治九年二月二八日。因甲內糧戶許正順・史仕品等屢次抗糧不納、害約等連年抬墊完款、疊向催討、支吾拖懸、以致墊款無着。

このときの被告名は以下の通り。被稟、許正順・史仕品・劉廷輔・劉廷彥・劉有亭・李大貴・李蔭南・謝開揚・

田恒太・羅心壽・萬裕陞・江天成・熊級聖・張翁會・簡元榜・李國松・陳禮・甘燦益・袁心廣・李良灝・楊紹林・李長華・齊國華・周明德・周雙和・張順興・觀音岩・雷甘中・陳玉亭・胡開武・雲峯寺・黃合順・吳正清。

(67) 同右。候簽差催納、偷取抗延稟覆、再行喚追。

(68) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14618、正里四八甲鄉約朋懷謙・甲差楊福爲貌抗墊懇懇喚究追事、同治九年四月一八日。このときの被告名は以下の通り。被稟、周雙合・鄭東山・熊級聖・簡元榜・周明德・觀音岩會、吳正清・伍紹息・李長華・雷甘中・齊延略・齊國華・彭效英・陳玉亭・胡開武・雲峯寺・長遠會・黃合順・李良灝・張爺會、陳德謙・甘燦益・尹宗祥。なお、註(66)と比べると、新たに登場する人名がかなりあるが、これについては、筆者にも成案がなく、不明としなければならぬ。

(69) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14633、仁里十甲鄉約盧大統……録叩喚究事、同治二年五月二〇日。飭差□處清訪、尋獲張大順等數人、算還約錢、揭去糧票。

(70) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14618、正里四八甲鄉約朋懷謙・甲差楊福爲貌抗墊懇懇喚究追事、同治九年四月一八日。約協全甲差往鄉簽催。許正順・張順興・劉爾益等邊簽完納。ただし、このうち劉爾益は註(66)の被告名に名前が見えないが、その理由も筆者に成案はなく、不明としなければならぬ。

(71) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14592、瞿和順爲騙糧貽累訴添究結事、同治六年四月九日。蟻祖輩業、載條糧壹錢七分、

册名瞿國賢。道光年間、祖輩將業捨半禹王廟、捨約註糧壹錢壹分、抱出叔父陳興隆歸佔。蟻業經族派糧二分、其餘四分歸蟻上納。興隆以及會衆均未撥册、拖年久遠、屢次推蟻墊納、歸派不給。

(72) 同右。茲疊三年、蟻將派納錢文交給會衆牛軒三・白明漢・余立山・藍恒春等領吞、騙糧不上。去歲、甲差楊超呈稟喚押。知駭、邀集軒三理論、恃衆推卸、欺僕不保。今差復稟喚疊、前後用錢多千、不稟添喚飭撥、業少糧存、難受後累。

(73) 同右。據稟稱該民人祖輩已將業捨半與禹王廟、何以當時不將糧册撥清、惟捨約既已註明、着即憑會衆、理令撥糧上納、毋得庸率請添喚。

(74) 『巴縣檔案(同治朝)』No. 14633、李坤山爲抗糧貽害叩簽喚究事、同治六年四月一二日。因蟻與族陸續將分業摘賣十三契、與汪德順。殊德順買業後、不完條糧。害蟻與伊上納多載、德順爲憤。去歲、鄉約理催、德順認不上、鄉約墊納。本年、鄉約顏恒發等催收、德順施奸、認給不給、以致恒發稟蟻册名李朝祿・李卿位・李國林之名、簽差往喚。

(75) 同右。蟻知駭、投團向德順催上不保。害蟻失業、反受拖累、稟懇賞准、簽喚德順到案、飭現契約赴房、將糧撥明免累。

(76) 同右。候於顏恒發原簽內添喚汪德順查訊察奪。

(77) このケースでは、土地賣買の届け出と契税の納入という、郷約の行うべき業務に相當する。

(78) 同前註(7)。

(79) そのような目で見直したとき、B・W・リード前掲稿に、「請願」「嘆願」という用語が多用されていることに氣附かされた。

(80) 伍躍「近世中國における行政訴訟の一齣「民告官」——烈婦の顯彰と舉人の身分を例に——」(『中國訴訟社會史の研究』、京都大學學術出版會、二〇一一年)は、中國史上の行政訴訟の概念を提出し、ここでは、「民告官」という官僚や官府を被告とする形式面から定義附けがなされていた。氏は今回、本誌掲載の前掲註(29)論稿において、郷約を對象とした訴訟についても、こうした行政訴訟の概念

が當てはまるとされている。

筆者は糧差・郷約の業務が請負の形態を取ったことが(本稿四二頁)、こうした訴訟のあり方に特色を帯びさせたと考えている。つまり納税について言えば、行政上の事柄に属しているながら、糧差・郷約の請負に委ねられたために、彼らが直接訴訟の原告・被告の當事者となり、官府は却つて局外に立つ結果になったのである。本稿はこのような訴訟の行爲が、行政上の事業を促進させるだけの推進力を持つたところに特に力點を置いて論じたものである。

THE RELATIONSHIP BETWEEN CONTRACT TAX COLLECTION
AND LAWSUITS IN THE VILLAGE AREA OF BA COUNTY
IN THE LAST YEARS OF THE QING ERA, WITH
A SPECIAL FOCUS ON *TAIDIAN* 抬墊

ONO Tatsuya

In the Qing era, taxes were paid in principle with *zifengtougui* 自封投櫃, that is to say, a taxpayer himself was obligated to go to the county government office and throw his taxes into the *gui* 櫃 (tax box) set up there. But, in reality, contract tax collection was widespread, and tax collection depended to a remarkable extent on these contracts. Furthermore, in Ba county in the last years of the Qing era, there was another tax collection system called the *taidian* 抬墊 that played an important role in the tax collecting service. In this system a *liangchai* 糧差 (tax runner) and *xiangyue* 鄉約 (local assistant) paid the unpaid tax on behalf of taxpayer after the tax payment period was over and the *gui* had been taken away. This paper is an attempt to examine *taidian* by focusing on the processes of the system in relation to lawsuits as the author bases his argument on legal documents that he has discovered in the Ba County archive. The following conclusion was reached.

In the case of *taidian*, when the *liangchai* and *xiangyue* failed to collect repayment from the taxpayer, they frequently filed a suit with the county court against him. On the other hand, many of the taxpayers were wealthy, and they also filed suits when they felt they were in the right. This is seen in the fact that the *liangchai* and *xiangyue* acted to collect the payment from taxpayers with help of the local government and taxpayers acted to evade losses from collection by changing land registrations and re-determinations of tax obligations. Both sides intended to solve administrative problems concerning the *taidian* with lawsuits. This confirms that such lawsuits were an integral aspect of the tax collection service and included in the tax collection process. In this sense, the scope of these lawsuits widely encompassed administrative activities.